

(平成24年7月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年11月から63年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月から63年1月まで
申立期間は勤めていたが、厚生年金保険には加入できなかったため、国民年金に加入し、保険料を納付していたはずであり、未納となっていることは納付できない。また、町役場の記録では資格取得していた記録があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A町に照会したところ、同町の電算記録において、申立人が申立期間に国民年金被保険者資格を取得している事務処理の経緯については、当時の資料が保存されていないため不明としている上、申立期間に係る国民年金保険料の領収書の控えは保存されているものの、申立人の領収書の控えは見当たらなかったと回答している。

また、申立人には、昭和53年7月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、申立期間について国民年金に再加入する場合、当該記号番号により国民年金被保険者資格の再取得手続きを行い、国民年金保険料を納付することとなると考えられるが、オンライン記録、当該記号番号に係るA町の国民年金被保険者名簿の記録及び申立人の所持する年金手帳のいずれにおいても、申立期間について国民年金に再加入した形跡は無く、申立期間は国民年金の未加入期間となっている上、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月から9年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月から9年5月まで

私は、平成8年10月に退職後、国民年金保険料は、国民の義務であると考えていたので、領収書等の保管は無いが、毎月、市役所まで保険料を支払に行っていた。

また、再就職先で、保険料の支払方法について尋ねた記憶もあるので、支払っているはずである。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は、平成8年10月に退職してから、10年2月に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの国民年金加入期間について、国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、当該加入期間のうち、9年6月から10年1月までの期間については、11年7月に過年度納付されており、その時点で申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。